

(案)

令和元年 月 日

つくばみらい市教育委員会 御中

つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会
及びつくばみらい市学区審議会 会長 松本 譲二

つくばみらい市教育施設の適正配置について（最終答申）

つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例（平成21年条例第4号）及びつくばみらい市学区審議会条例（平成24年条例第17号）に基づき、平成30年10月23日付けみらい教第162号における諮問事項について慎重に審議し、これまで、複式学級の早期解消として第1次答申、さらには第1次答申における統合校の通学区域として第2次答申を示してきた。

このたび、幼稚園、小学校、中学校の適正配置を再検討してきた本審議会の結果、つくばみらい市義務教育施設の10年先を見据えた適正配置についての最終答申として、付帯意見を付して次のとおり答申する。

記

1. つくばみらい市立幼稚園、小学校、中学校の適正配置について

適正配置を進めるにあたっては、教育上望ましい学級規模を小学校は1学年2学級以上、中学校は1学年3学級以上とし、現段階における幼稚園、小学校、中学校の現状を前提条件として審議した。

その結果、2028年（令和10年）を目途に、国が示す学級数の考え方や現計画との整合を図りながら、小学校は5校、中学校は2校に統合することが望ましいと考える。

ただし、再検討計画の策定後も継続して児童生徒数及び分布の将来推計、施設の耐用年数を考慮した上で、適宜、適正配置審議会及び学区審議会を設置し、時点修正を加えながら、具体的な統合時期やスケジュール、学校の位置等の検討が望まれる。

しかし、十和小学校においては2023年（令和5年）から複式学級が発生すること、伊奈東中学校においては2020年（令和2年）から過小規模校になることが予測されていることから、この両校については統合に向けた検討を早急に開始することが望ましいと考える。

また、幼稚園においては、今後、幼児人口の減少が見込まれるが、一方で保育の利用や特別な支援が必要な幼児の受け入れニーズは増加することが想定される。

そのため、公立幼稚園については、民間施設と公立施設の役割や公立幼稚園のあるべき姿について検討を進め、官民が連携して市全域をカバーできる運営体制及び配置とすることが望ましいと考える。

なお、本答申にあたっては、子どもたちにとって望ましい学びの環境を最優先に考え、本市における望ましい学びの環境を実現し、将来に渡り継続させていくための、様々な視点から意見が出され、審議を重ねてきたことから、これらを踏まえ、以下のとおり付帯意見を付すこととする。

付帯意見

(1) 基本的な考え方

①教育内容

「いじめ・暴力行為等の問題への取り組み・未然防止」や「基礎的な学力を確実に身につける学習」など教育現場での指導や取り組みへの重要度を考慮し、適正な学校教育内容が提供できる教育施設の配置を考えるべきである。

また、1次答申にあったように複式学級が発生する状況では望ましい教育内容や教育環境は確保できないため、複式学級を発生させないことを優先すべきである。

②教育環境

子どもたちの「主体的」「対話的」など学びの環境を確保する観点から、多様な集団の中での学ぶことのできる一定規模以上の教育環境を確保すべきである。また、様々な個性や特性ある子どもに応じるには、人柄や専門性、指導力等が多彩で多様な教職員がそろっていることも重要であり、これらが確保できる学校規模とすべきである。

③学級規模・学校規模

小学校は1学年2学級以上、中学校は1学年3学級以上を学校の適正規模の基準として、標準規模校がバランスよく配置されるよう、適正配置を進めていくべきである。

また、小中学校の規模等に関する基準を踏まえつつ、市民の教育へのニーズを勘案した中で、適正な学級規模・学校規模を有する教育施設の配置を考えるべきである。

あわせて、子どもたちの発達段階に応じた連続性のある学びの場を確保することから、複数の小学校と中学校がグループを編成し、同一の枠組みの中で小学校区と中学校区が存在することが望ましい。

④通学環境

国の基準を踏まえつつ、学校規模に応じた通学環境を考慮した中で、適正な教育施設の配置を考えるべきである。

(2) 適正配置の進め方について

・教育上望ましい学級規模を下回った場合については、次に示す学級規模に応じた教育環境の改善に向けたルールを設けて対応すること。

－小学校においては1学年2学級以上、中学校では1学年3学級以上が教育上望ましい学級規模の基準であることから、基準を下回った場合については、その時点の人口を基に、児童生徒数の推計を算出し、学校規模・学級規模の推計を公表する。

－1学年で16人を下回る学年が複数発生する場合には、早期に教育環境の改善を図るため、原則標準規模校になるための統合に向けた検討・協議を行う。

ー学校規模・学級規模の推計において、5年以内に複式学級の発生が予測される場合には、複式学級が発生する前に、原則、標準規模校と統合する。

- ・学校施設規模（キャパシティ）を超えることが予測される場合には、教室不足が生じないように、改築や増築等の事前対策を早期に講じること。
- ・過大規模と過小規模の問題が同時に生じている場合は、過小規模校の解消を優先すること。
- ・公立幼稚園については、多様化する幼児教育ニーズに的確に対応していくとともに、幼児教育における公立幼稚園としての役割や、幼児教育への支援体制、施設の状況等に配慮しながら幼稚園の適正配置を進めていくことが求められており、幼児教育における民間と公立の役割や公立幼稚園のあるべき姿などについて検討を進めること。

（3）過小規模校の解消に向けて

①小学校における過小規模校への対応

- ・複式学級が予測される十和小学校については、谷原・福岡、十和小学校を統合しても標準規模校にはならず、かつ2027年（令和9年）には過小規模校となることが予測されるため、富士見ヶ丘小学校と統合することが望ましい。ただし、富士見ヶ丘小学校と統合するにあたっては、現時点において、統合しない場合でも最大6教室の教室不足が生じる課題があるため、この教室不足の解消策を先行して講じること。

②中学校における過小規模校への対応

- ・伊奈東中学校では2020年（令和2年）、小絹中学校では2028年（令和10年）から過小規模校になることが予測されていることため、原則標準規模を目指して適正配置を進めること。
- ・中学校の統合にあたっては、教室不足や築年数を踏まえながら、人口推計や人口分布等を考慮し、増改築または新築、移転について検討すること。

（4）通学支援について

- ・教育施設の適正配置を進めることで、学区が広がり、遠距離通学となる児童生徒は今後ますます増えることが想定されるため、保護者の負担を考慮した通学支援を行うこと。

（5）学校跡地について

- ・学校跡地の利活用は、地域のまちづくりに関わるため、市全体で協議し、学校跡地の有効活用に努めること。

2. 答申理由

本市における教育施設の適正配置の検討にあたっては、これから予測困難な社会を生きる子どもたちの資質・能力を育むために、多様性を有する集団の中で、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し学ぶことができる教育環境を整え、子供の年齢に応じた教育を公平に提供することが重要であり、その中で、子どもたちが自らの力で未来社会を切り拓いていくためには、いろいろな考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨し、問題解決能力等を育まなければならない。

また、本市は、つくばエクスプレスの開業以来、人口が増えている地区と少子高齢化による人口が減っている地区の2極化が進行しており、人口増・人口減による教育環境の不均衡や教員配置の偏り、複式学級の発生などによる子どもたちへの直接的影響を勘案する必要がある。

そのようなことを踏まえ、子どもたちにとって望ましい教育環境という基本的な視点に立ち返るとともに、本市の人口増・人口減の地区の2極化の影響を勘案し、本市における教育施設の適正配置を検討することが望ましい。